

2 対象事業

補助の対象となる事業は、申請年度内に実施される事業で、次の要件を全て満たし、かつ、実施基準の全てに適合するものです。

申請できる事業は、各団体につき同一年度内において1事業のみです
申請する事業が変わっても目的が変わらない場合は同一事業として扱います
(例) 福祉目的の団体が、今年度に講演会、次年度に慰問活動を申請する場合、
同一事業とします。

【事業要件】補助金の交付をうけることができる事業(条例第4条)

- (1) 規則で定める20分野の事業であること
- (2) 市内において実施するものであること(市内に活動拠点があり、地域課題を団体が自主的かつ自発的に解決又は改善しようとし、その効果が市民に及ぶと考えられるもの。)
※市外での活動(例:市外のキャンプ場での野外活動)やインターネットによる事業開催も、活動が市のPRやイメージアップとなることや第一義的に市民にとって価値ある情報の提供、又は市民を対象にした内容であると認められる場合には対象となります。
- (3) 営利を目的としないものであること
- (4) 市民を主たる対象とするものであること
- (5) 団体を構成する者のみを対象とするものでないこと(障がい者向けの団体などで、安定した団体運営のために会員制を採用している場合は対象となります。)
- (6) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成するものでないこと
- (7) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対するものでないこと
- (8) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推進し、支持し、又はこれらに反対するものでないこと
- (9) 補助金の交付を受けようとする年度に本市から助成金その他相当の反対給付を受けない給付金の交付を受けていないこと
- (10) 市民活動団体が自主的かつ自発的に行うものとし、市と共催して実施するものは含まれない
- (11) 規則で定める分野の事業の実施に係る基準(実施基準)に適合していること

【実施基準】（事務取扱基準第 8 条）

（１）市の財源を活用して補助金を出すのにふさわしい市民の理解が得られる次の要件をすべて満たす事業であること

（ア）団体構成員以外の市民が日頃の生活の中で抱えている課題や問題を、自主的自発的に解決、改善しようとしていて、その効果が市川市民に及ぶと考えられること

※国外や日本全体に及ぶ問題は当該補助金の対象とならない場合があります。

（イ）団体の規約等に定められた目的と合致した事業であること。

※スポーツ大会や演奏等、会員の活動を発表する事業は、市民の観覧や参加が可能な環境を備えていることが必要です。

（２）目的を達成できる見込みのある事業であること

（３）広く市民が参加できるように広報等で呼びかけをしていること

（４）事業規模に合う実施場所や実施時期、スケジュールが計画されていること

（５）費用が適切に積算され、資金計画に問題がないこと（補助金以外の収入確保がなされている）

（６）事業の参加予定人数に対し、主催する団体側の人員を十分配置できること

（７）専門的な知識や技能を持つ方を講師等としてお招きする場合は、団体の構成員以外に、20 人以上の市民が参加する事業であること。（福祉目的で、事業の計画的な運営のために会員制を採用している事業（例：障がい児・者の水泳療育等）は除く。）